

海上運送法第4条第6号の指定区間に関する公示の
一部改定案のご意見募集について

令和7年8月12日
四 国 運 輸 局

四国運輸局では、海上運送法第4条第6号に関する公示の一部改定について検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。

皆様から頂いたご意見につきましては、指定区間の公示を改定する際の参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めご了承ください。

1. 意見募集対象

海上運送法第4条第6号の指定区間に関する公示の一部改定案

2. 意見募集期間

令和7年8月12日（火）～令和7年9月11日（木）

3. 意見の提出方法・提出先

別紙の意見提出様式に記入の上、以下のいずれかの方法で、ご意見を提出して下さい。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、予めご了承ください。

① 電子メールの場合（テキスト形式）

電子メールアドレス：skt-kaiunkoun(※)ki.mlit.go.jp

・メール送付時に、(※)を@に修正してください。

※件名を「指定区間に関する公示の一部改定案」としてください。

② 郵送の場合

宛先：四国運輸局 海事振興部 海運・港運課あて

〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33

※封筒の裏面等に「指定区間に関する公示の一部改定案」と明記してください。

4. 留意事項

- ・ご意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあつては名称）については、ご意見の内容とともに開示させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。なお、公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見の冒頭にその旨を明確にご記載ください。
- ・ご意見に付記された電話番号等の個人情報は、ご意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合や、ご意見がどのような立場からのものかを確認させて頂く場合に利用します。

5. お問い合わせ先

四国運輸局 海事振興部 海運・港運課 TEL：087-802-6807

四国運輸局 海事振興部 海運・港運課 宛

「海上運送法第4条第6号の指定区間に関する公示の一部改定案」に関する意見

(フリガナ) 氏 名		年齢 () 性別：男・女
所属	会社名又は 所属団体名	
	部 署 名	
住 所		
電話番号		
電子メールアドレス		
ご意見		

海上運送法第4条第6号の指定区間に関する公示の
一部改定案について

令和7年8月12日

四国運輸局 海事振興部 海運・港運課

1. 指定区間について

海上運送法では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便な区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をしています。

2. 指定区間改定案について

指定区間番号170号「来島群島」（愛媛県）

改定する内容

指定区間のサービス基準の見直し（別紙）

3. 改定施行予定

令和7年10月1日

(別紙)

指定区間の一部改定案

【現行】

指定区間 番号	指 定 区 間		サービス基準		
	名称	区 間	運航日程	運航回数	その他
170	来島群島	来島漁港～波止浜港	毎日	1日9往復	旅客50名 ※12月31日 ～1月3日は6往復

【改正案】

指定区間 番号	指 定 区 間		サービス基準		
	名称	区 間	運航日程	運航回数	その他
170	来島群島	来島漁港～波止浜港	毎日	1日8往復	旅客50名 ※12月31日 ～1月3日は6往復